（様式4）

東村公告第201号

東農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、当該農業振興地域整備計画の変更案を次のとおり一般の縦覧に供する。

東村の住民は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について、東村に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者及びその土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは縦覧期間満了の日の翌日から令和9年1月4日までに東村にこれを申し出ることができる。

令和 8 年 11月 17 日

東村長　當 山　全 伸

沖縄県国頭郡東村長之印

1　農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自　令和 8 年 11 月18 日

至　令和 8 年 12 月 17日

2　農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

東村役場 農林水産課 （東村字平良804番地）